

横浜子育てサポートシステム事業実施要綱

制 定 平成 12 年 3 月 28 日

最近改正 令和元年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜子育てサポートシステム（ファミリー・サポート・センター）事業による市民相互の子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における定義は次のとおりとする。

(1) 横浜子育てサポートシステム事業

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）に定める子育て援助活動支援事業をいう。

(2) 提供会員

子育ての援助を行うことを希望する者

(3) 利用会員

子育ての援助を受けることを希望する者

(4) 両方会員

(2)と(3)を兼ねる者

(5) 本部事務局

本市に 1 か所設置し、第 3 条第 1 項第 1 号に定める業務を行う。

(6) 区支部事務局

行政区に 1 か所設置し、第 3 条第 1 項第 2 号に定める業務を行う。

(業務内容)

第 3 条 本部事務局及び区支部事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。また、業務を行う職員をそれぞれ配置する。

(1) 本部事務局

ア 会員の登録・管理に関すること

イ 補償保険に関すること

ウ 提供・両方会員の研修に関すること

エ 区支部事務局への助言及び支援に関すること

オ 広報・会報に関すること

カ その他、市全体の総括に関すること

キ 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること

(2) 区支部事務局

ア 入会説明に関すること

イ 援助活動の調整に関すること

ウ 会員の交流に関すること

エ 会員の募集に関すること

オ 関係機関等との連絡調整に関すること

カ 本部事務局業務の補助に関すること

キ 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること

(事業の運営主体)

第4条 この事業の運営は、横浜市が次の各号に定める者に委託して実施するものとする。

(1) 本部事務局業務

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に委託して実施する。

(2) 区支部事務局業務

各区が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者に対し、当該拠点事業の一部として委託し、実施する。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、所定の手続きに従い、提供会員、利用会員又は両方会員として承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 横浜市内に居住していること

(2) 入会説明を受けた者

(3) 提供会員にあっては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な者であって、子育て支援員研修地域保育コース(ファミリー・サポート・センター事業)又は、本部事務局又は区支部事務局が実施する研修を受講した者とする。ただし、本部事務局が同様の研修を終了したと認める者については、研修の一部を免除することができる。

(4) 利用会員にあっては、原則として生後57日以上で小学校6年生までの児童を持つ者とする。

3 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができ、両方会員とする。

4 入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 退会の申出をしたとき

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき

(3) 死亡したとき

2 次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 会員が次条に定める義務に違反したとき

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあつ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

2 提供会員又は両方会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めるときは、利用会員又は両方会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(援助活動の内容)

第8条 提供会員又は両方会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること
 - (2) 保育所、幼稚園等（以下「保育施設等」という。）への送迎を行うこと
 - (3) その他子育て支援のために必要と認められる援助を行うこと
- 2 子どもを預かる場合は、会員の自宅、地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所において行うものとし、両会員間の合意により決定する。
 - 3 宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

（援助活動の時間）

- 第9条 援助活動は、原則として午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。
- 2 援助活動時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。
 - 3 援助活動時間は、次の各号に掲げる時間をいう。
 - (1) 子どもを自宅等で預かる場合は、提供会員又は両方会員が子どもを預かったときから、利用会員又は両方会員が子どもを迎えに来たときまでとする。
 - (2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員又は両方会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員又は両方会員へ引き渡したときまでとする。

（援助活動の調整）

- 第10条 利用会員又は両方会員は、援助活動を受けようとするときは、区支部事務局に対し、申し出るものとする。
- 2 区支部事務局は、利用会員又は両方会員から援助活動の申込を受けたときは、利用会員又は両方会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員又は両方会員との調整を行うものとする。
 - 3 提供会員又は両方会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員又は両方会員の確認を受けなければならない。

（報酬等）

- 第11条 利用会員又は両方会員は、提供会員又は両方会員に対し、援助活動等の終了の都度、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

（保険）

- 第12条 本部事務局は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、会員を被保険者とした傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に加入する。

（会則）

- 第13条 本部事務局は、援助活動が円滑に行われるために、会則を定めなければならない。

（委任）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 28 日一部改正）
この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日一部改正）
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 11 日一部改正）
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日一部改正）
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 3 日一部改正）
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日一部改正）
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 27 日一部改正）
この要綱は、平成 21 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 14 日一部改正）
この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日一部改正）
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 1 日一部改正）
この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。